

第 3 9 号
19年 7月号



発行 前橋・在宅ケアネットワークの会 〒371-0017 前橋市日吉町 3-30-6 あけぼのハイツ502号
TEL027-235-6283 FAX027-235-6284



十九年度の第一回例会を六月十八日、前橋市総合福祉会館第四会議室において行いました。今回の例会は「看護師達が立ち上げたケアハウス：『ひかりケアマンション』が目指すもの」と題して、NPO法人くらしの安心ネット理事長伊藤誠一氏、光子さんご夫妻による講演をしていただきました。

平成十九年度 第一回例会を開催

講演に先立ち、当会の斎藤浩理事長から「ひかりケアマンション」は私達が目指していた「いきいき館」を具

体化したものと思っております。今後、も支援していきたい。とご挨拶をいただきました。

伊藤誠一理事長から、ひかりケアマンションの経営状況については、ようやく黒字に転換してきたこと、また今日に至る伊藤氏の生い立ちから光子夫人との出会い、NPO法人の創設、介護保険・ケアマネ・訪問看護ステーションの問題点などについてお話をいただきました。

光子夫人からは、ひかりケアマンションの入居者について、パーキンソン病や「みどり」のことなどお話をいただきました。

終了後の質疑応答の時間には参加者から、「医療・看護・介護と成年後見」についての質問があり、活発な質疑応答が交わされ予定していた二時間が経過し散会となりました。

* * *



もともとは高齢者の共同生活住宅を平成十四年十一月に開設し、「グループリビング岩神」として運営していましたが、一年ほど前に新しく「グループリビング岩神西」を開設し、古い施設を「グループリビング岩神東」と名付けて運営しています。

施設訪問

「グループリビング岩神西」

当会会員の金井徳雄さんが運営されている「グループリビング岩神西」におじゃまして見学させていただきました。

一人が死ぬとその後始末は本当に大変です。遺産分割は一番紛争の種になりやすい性質を持っていますから、公正な遺産分割の実行をするためには、専門知識のある第三者の法律専門家に依頼することが望ましいかもしれせん。

三 成年後見制度
法定後見と任意後見
① 法定後見

この制度は、従前の禁治産・準禁治産に関する法律に現況にそぐわない欠点があったため、平成十二年四月より新しく民法に盛り込まれた法律で、介護保険と並んで高齢者や障害者の福祉の中核をなすものです。禁治産制度では、浪費癖のはなはだしい人を禁治産者や準禁治産者としてその法律行為を規制できましたが、成年後見制度では、単に浪費癖だけでは認められません。あくまでも精神上的の障害があることが前提です。法施行後六年を経てもいまだ良く理解されておりませんが、徐々に利用が進んでいます。この法律は、精神の障害により物事の

利害得失を自分で判断できなくなった人に対し、他の正常な判断力を有する人に同意権・取消権・代理権を与えて、その人にとって最良の生活状況を実現することが目的です。この制度の利用にはあくまでも本人の意思が尊重され、原則として本人が望まなければ適用できません(いわゆる植物人間のような人はその必要がありません)。法定後見は補助・保佐・後見の三つの分類があります。補助は一番精神の障害が軽い人で、いわゆるマダラ呆けの軽度の人に適用されます。保佐はマダラ呆けながらたいていは呆けている人が対象です。後見は一番程度が重く、自分が誰かも分からない人、家族の名前も分からなくなつたような人が対象となります。詳しくは、付表を見てください。

後見制度の申し立ては、その障害者が住んでいる地域を管轄する家庭裁判所で行います。申し立てが出来るのは四親等以内の血族、二親等以内の姻族です。そのほか、市町村長、検察官にも申し立て権があります。もちろん本人申し

立ても認められています。

補助人、保佐人は本人の日常生活に関する行為を除く法律行為で民法十三条一項に定められた行為につき、同意権・取消権・代理権を行使します。後見人は同じく日常行為を除く一切の行為について上記権限を行使できません。

民法十三条一項は以下のとおりです。

① 元本を領収しまたこれを利用すること(銀行からお金を下ろして使うこと)

② 借財または保証をすること(借金をしたり保証人になること)

③ 不動産または重要な財産に関する権利の得失を目的とする行為をすること

(家を売買したり、自動車を売買したりすること)

④ 訴訟行為をすること(裁判の原告や被告となること)

⑤ 贈与和解または仲裁契約をすること

⑥ 相続の承認もしくは放棄、または遺産の分割をすること

⑦ 贈与もしくは遺贈を拒絶し、ま

たは負担付の贈与もしくは遺贈を受領すること

⑧ 新築、改築、増築もしくは大修繕をすること

⑨ 六〇二条に定める期間を超える賃貸借をすること(不動産や動産の長期の貸借)

(次号へ続く)

●事務局から
「ささえあい」への原稿を募集しています。

皆様の活動報告(当会以外の団体での活動、例えば地域での老人ボランティアなどでも結構です)や事業所のPRでも結構です。ご連絡をいただければ、事務局がお伺いし記事にまとめるお手伝いをさせていただきます。

いよいよ夏らしくなってきました。食中毒、熱中症などに気をつけて元気にお過ごし下さい。



「グループプリビング岩神西」は、市内岩神町の上毛会館に程近い住宅街の中にあり、エレベーター付の二階建て建物です。二階部分が「グループプリビング岩神西」で現在十三名が入居しております。一階部分はデイサービスセンター「ポニー」となっており、「グループプリビング岩神西、東」の入居者などが利用しています。突然の訪問でしたが、デイサービスを受けていたお年寄りに笑顔で迎えていただき、楽しそうな雰囲気を感じました。近代的で綺麗な室内には、金井さん収集の古民具などが置いてあり、お年寄りがホッとできる空



間が作られておりました。

「グループプリビング岩神西」は、まだ二〜三人の余裕があるとのことですので、ご紹介をよろしくお願います。(山口)

お問い合わせ

グループプリビング岩神西

〇二七—二一〇—三五三二



金井徳雄さんプロフィール

- ・昭和 26 年生れ 56 歳
- ・平成 15 年に当会の 2 級ヘルパー研修を受講。
- ・現在、有限会社「元気」として
 元気居宅介護支援事業所
 元気ホームヘルパーステーション
 デイサービスセンターポニー
 高齢者共同生活住宅

グループプリビング岩神東、グループプリビング岩神西 を経営。

健康メモ (三)

軽いけがの応急手当

「応急手当のコツを知ろう」

誰でも知っているが、とっさの時にはなかなか正しい応急手当が出来ないものです。

要点だけを列挙してみました。軽いようでも長引くようなら必ず医療機関で受診して下さい。

○指にとげを刺した
 一部が見える時は刺抜きで、見えない時は縫い針を焼いて、針先で掘り出し皮下に残さないこと。

○指先をドアに挟んだ
 血まめが出来ても軽い痛みのみときは焼いた針でつぶして消毒する。

○足にくぎを刺した
 周りを押して少し血を出すのがコツ。汚染している時は破傷風に注意。

○手足にかすり傷
 水道水で充分に清浄するだけ
 がコツ。やたらと消毒液を用いる
 消毒はしない。

○手足に切り傷
 まずは、ケアマネージャーに相談しましょう(相談は無料)。包括支援センターでも受け付けておりますが、どこに連絡したらよいか分からない時は、当会にご連絡下さい。(小林)

水洗して清浄化しても出血している時は、まずは圧迫止血を行い、次いで動脈血を止めるように縛り、三十分ごとに緩めて医療機関で受診する。すぐに消毒薬は使わない。

○膝・手足を打撲した
 出来るだけ早く冷湿布する。

二十四時間後は温湿布にするのがコツ。骨折することもある。

○頭を打撲した
 こぶが出来たら三十分ごとに冷湿布し、内出血が無いことが確認されるまで観察。切り傷ができたら血が止まるまで圧迫。傷が深いか血が止まらないときは救急車を呼ぶ。

○膝・踝・足首を捻挫した
 腫れがひくまで冷湿布し歩行しないのがコツ。骨折よりも長引くこともあるので油断しない。

○こむらがり
 つついている足の親指をそらせながら引つ張ったり、ふくらはぎを揉んだりマッサージする。

○手足をやけどした
 まず水道の水を流して冷やすのがコツ。水疱を破ったり、油・チン

ク油など塗らないこと。

○犬に噛まれた

傷口を石鹼や水道水で五分以上洗い流す。見た目より内部の損傷が大きいので注意が必要。

○猫に引っこまれた

犬と同様、傷口を石鹼や水道水で五分以上よく洗うこと。猫ひつかき病(熱)が恐い。

○蜂に刺された

残っている毒針を抜き、口で毒液を吸い出す。アンモニア水(尿はだめ)抗アレルギー剤を塗り、二十分位様子を見る。一週間位で同じ種類の蜂に刺されるとショックを起こしやすいく。

○耳に虫が入った

耳孔に照明をあてても出ないときは、オリーブ油を数滴たらし虫を殺し、耳鼻科の医師に取り出してもらおう。

○眼にごみが入った

眼をこすらずに涙で洗い流すのがコツ。鉄片などが刺さった場合は絶対にこすらず、直ちに眼科を受診することが大切。角膜を傷つけ失明の原因となる。

○少量の鼻血が出た

顔を洗面状態に下げ、鼻孔から一センチを外側から約五分間圧迫するのがコツ。止まらないときだけ綿をしっかりと詰める。脱脂綿やティッシュペーパーでないほうがよい。

○舌・口の中を噛んだ

死ぬほど出血をすることはないので、インジンガーグルなどというがいをするだけでよい。

★介護保険サービス、どこに相談したら？



要介護認定の申請代行や、ケアプランの作成は専門のケアマネージャー(介護支援専門員)が行います。

〈振り込め詐欺〉

バイク便悪用が急増のため

注意が必要

バイク便を悪用した振り込め詐欺が今年に入って急増しているとの新聞記事がありました。

警視庁は、金融機関がATM(現金自動受払機)による現金振り込みを一回十万円までに制限するなど対策を取ったことから、詐欺グループがバイク便へ手口を切り替えていると分析しています。「バイク便」と聞いたら、まず疑ってみましょう。(小林)

特別講演会資料

役に立つ法律の知識(四)

遺言・相続・成年後見

行政書士 木村 信行

③ 遺言の内容を確実に実現するために

遺言の執行については、その費用の全てを相続財産で負担することが定められて居ります。遺留分の侵害は出来ないことになっておりますので、侵害部分があれば、受贈者(相続人)が負担することになります。自筆証書遺言、秘密証書遺言の場合は、まずははじめに開封、検認の手続きをしなければなりません。遺言執行者が遺言書により選任されている場合は、相続財産の管理、その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を有します。もし遺言執行者が居ない場合は、適当な人(親族以外でも可)を選任してくれるよう家庭裁判所に申し立てを行います。執行者が居なくても穏便に遺産分割が出来ればそれに越したことはありませんが、遺産分割は往々にして揉めやすいのが現実です。相続人は遺産の処分その他、遺言の執行者の執行を妨げることは出来ません。これを無視して行った遺産の処分は無効となります。

遺言の執行は、多大の精神的、肉体的なエネルギーを必要とし、